

球磨村那良川における小水力発電所整備運営事業
公 募 要 領

令和 7 年 1 1 月

球磨村

1 趣旨

この要領は、球磨村那良川の小水力発電所整備運営事業における発電事業者を選定するために、球磨村（以下、「本村」という。）が実施する公募型プロポーザルに関して、必要な事項を定めるものとする。

2 事業目的

本村は、2050年までの脱炭素化を見据え、村内の「カーボンゼロ」の達成に向け、脱炭素の取組みの1つである「地域資源を十分に生かした再エネ導入」を実施するため、令和5年度及び令和6年度に（一財）新エネルギー財団の助成を受け、那良川での小水力発電事業に関する事業性評価調査を行った。

その成果を活用し、小水力発電事業への参入を希望する民間発電事業者を募集することを目的とする。

3 事業名

球磨村那良川における小水力発電所整備運営事業

4 事業内容

本事業は、本村が球磨村那良川における小水力発電事業に係る提案を公募し、優秀と認められる提案を行った事業者を優先交渉権者として、本村と小水力発電事業に関する基本協定を締結したうえで、小水力発電設備の運転開始までの事業内容について必要に応じ支援を行うものとする。

5 発電事業者の実施内容

発電事業に係る以下の項目については、発電事業者が実施するものとする。

(1) 運転開始まで

- ア 電力系統への発電設備の連系に関する申込み（系統連系申請）
- イ 水利権申請
- ウ 水圧管理設に伴う道路占用許可申請
- エ 小水力発電設備の設置に係る実施設計
- オ 国・県・村・地元関係者との調整
- カ 電気事業法関係の手続き
- キ その他、関係法令及び条例の手続き
- ク 小水力発電設備の設置
- ケ 発電施設設置予定地の土地契約等

(2) 運転開始以降

- ア 小水力発電設備の維持管理（非常時含む）
- イ 地域活性化に資する事業の実施（村の企画への協力含む）

ウ 原状回復（事業終了時）

エ その他、発電事業を行うにあたって必要となる業務

6 提供資料

公募に参加しようとする事業者に、次の資料を提供する。

球磨村芋川・那良川における小水力発電事業性評価調査・事業者公募実施概要

7 参加要件

(1) 応募者は、1者単独の事業者（以下「単独事業者」という。）又は複数の事業者（以下「構成員」という。）で構成される企業体（以下「連合体」という。）とする。

(2) 連合体による応募の要件は、次のとおりとする。

ア 応募及び事業に必要な諸手続きを一貫して行う構成員（以下「代表事業者」という。）をあらかじめ1者定めること。

イ 参加表明書の提出期限後は、原則として構成員の変更及び追加は認めない。

ウ 構成員は、他の提案を行う連合体の構成員になることはできない。

(3) 次のいずれにも該当しないこと（応募者が連合体であるときは、その構成員の全てが該当しないこと）

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定（一般競争入札に参加させないことができる事由等）に該当する者

イ 次の申立てがなされている者

(7) 破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て

(イ) 会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立て

(ウ) 民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立て

ウ 国税及び地方税の滞納者

エ 次に該当する者

(7) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者

(イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

(ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

(オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると

認められる者

- (4) 本プロポーザル手続き開始の公告日から審査会までの間、本村から指名停止等の措置を受けていない者（応募者が連合体であるときは、その構成員全てが受けていないこと）
- (5) 関係法令を遵守すること
- (6) 要求水準書（別紙）の記載事項を遵守すること

8 実施スケジュール

内容	日程
本事業に関する質問の受付期限	令和7年11月21日（金）まで
参加表明書の受付期限	令和7年11月28日（金）まで
提案書等の受付期限	令和7年12月 9日（火）まで
審査会（プレゼンテーション等）の開催（非公開）	令和7年12月16日（火）※予定
審査結果通知	令和7年12月下旬

9 質問及び回答

- (1) 提出書類
質問書（様式第1号）
- (2) 受付期限
令和7年11月21日（金）午後5時
- (3) 提出方法
 - ア 電子メールにより質問書を提出すること。
 - イ 電子メールの件名は「（質問）球磨村那良川における小水力発電所整備運営事業」とすること。
 - ウ 指定の様式によらない質問及び受付期限を過ぎた質問は、一切受け付けない。
- (4) 提出先
球磨村復興推進課
【電子メール】kikaku@vill.kuma.lg.jp
- (5) 回答方法
 - ア 提出された質問事項について、回答一覧を質問書提出者全員に対して、電子メールにより回答する。
 - イ 電子メールは、質問書に記載されたメールアドレス宛に送信する。
 - ウ 回答にあたっては、質問者名等は公表しない。また、提案についての考え方と解されるもの等については回答しないことがある。
 - エ 質問書の内容について不明な点等がある場合は、質問者に対して電話により確認を行う。

10 プロポーザル参加表明書の提出

プロポーザル参加希望者は、次の要領で参加表明すること。

(1) 提出書類

参加表明書（様式第2号）

(2) 受付期限

令和7年11月28日（金）午後5時〔必着〕

(3) 提出方法

ア 各様式に必要事項を記載のうえ、提出すること。

なお、参加表明書への押印（法人にあっては代表者印）については、球磨村としては求めるものではなく、プロポーザル参加希望者の社内規程等によるものとする。そのため、押印する場合は郵送、押印しない場合は電子メールにより提出すること。

イ 提出先

〒869-6401 熊本県球磨郡球磨村大字渡丙 1730 番地
球磨村役場 復興推進課 企画調整係 担当：簗田、内布
【電子メール】kikaku@vill.kuma.lg.jp

11 提案書等の提出

(1) 参加表明書を提出した者は、下記提案書等を提出すること。

提出書類		様式	提出部数
①	会社概要書・施工実績 ※1	様式第3号	5部
②	技術提案書一式（A4サイズで両面最大10頁まで） ※A4サイズ、表紙・目次を含む。A3版横による折込ページは可とするが、2ページとして換算）	様式第4～11号 （任意様式でも可）	5部
③	決算報告書（直近2期分）※1	—	5部
④	法人登記に係る履歴事項全部証明書 ※1 ※2	—	1部
⑤	都道府県税及び市区町村民税について未納がないことを証明できる書類（所在都道府県・市区町村が発行する完納証明書等）※1 ※2	—	各1部
⑥	法人税並びに消費税及び地方消費税について未納がないことを証明できる書類（国税通則法施行規則別紙第9号書式「その3」又は「その3の3」）※1 ※2	—	1部
⑦	連合体協定書 ※3	—	1部

※1 連合体の場合は、全構成員分を提出すること。

※2 交付後3か月以内のもの（写し可）に限る。

※3 連合体の場合のみ提出すること（写し可）。

1.2 提案書等の提出方法

(1) 提出方法

可能な限り、分かりやすく見やすいものを作成し、原則両面印刷のうえ、必要部数を用意し、持参又は郵送により提出すること。また、あわせて上記①～②については電子データも併せて電子メール等で提出すること。なお、提案書の提出を辞退する場合は、応募辞退届（様式第12号）を持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

(2) 提出期限

令和7年12月9日（火）午後5時〔必着〕

※持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までの間とする。

(3) 提出先

〒869-6401 熊本県球磨郡球磨村大字渡丙1730番地

球磨村役場 復興推進課 企画調整係

(4) 提案書等の取扱い

ア 提案書等提出後における記載内容の追加及び変更は原則認めない。

イ 提出された書類は本事業に関する事業者の選定以外の目的には使用しない。

ウ 提出された書類は一切返却には応じない。

エ 提出された書類は、必要に応じて複製する場合がある。

オ 提出された書類の著作権は応募者に帰属する。ただし、事業者の選定に関する情報の公表及びその他、村が必要と認めるときには、本村は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

(5) 留意事項

ア 提案者は、本要領の記載内容を承諾した上で応募すること。

イ 提案書等の作成及び提出などの応募に関して必要な費用はすべて提案者の負担とする。

ウ 公募が公正に実施することができないと認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由がある場合には、公募の実施を延期し、若しくは取り止めることがある。

1.3 失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合には、該当者を失格とし、そのプロポーザル提案は無効とする。

(1) 本実施要領の参加要件を満たさなくなった場合

(2) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

- (3) 本実施要領に定める様式で提出されない場合
- (4) 提出方法、提出先及び提出期限に適しない場合
- (5) 参加表明書、提案書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (6) 参加表明書、提案書等に虚偽の記載がされた場合
- (7) 球磨村公共工事関係業務委託契約約款（平成23年球磨村告示第74号）第43条第1項第6号アからオまでに該当しないこと。

1.4 事業者選定の概要

(1) 事業者選定方式

事業者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用し、本発電所施設の設計・建設及び運営維持等について、要求水準書との適合性、事業遂行能力や事業計画の妥当性、資金調達計画の確実性、リスク負担能力等、応募者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価し、優先交渉権者を選定する。

(2) 事業者選定方法

事業者の選定は、「参加資格に係る審査」及び「技術提案に係る審査」により行うものとする。「参加資格に係る審査」においては、応募者の参加資格について、村が審査する。なお、参加資格に係る審査の結果は、技術提案に係る審査における評価には反映させない。また、「技術提案に係る審査」においては、村が設置する球磨村芋川・那良川における小水力発電所整備運営事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が、提案内容等が要求水準書を満しているか否かについて確認したうえで、「技術提案に係る評価」を行う。

(3) 事業者選定体制

事業者の選定に当たり、球磨村芋川・那良川における小水力発電所整備運営事業者選定委員会設置要綱に基づき選定委員会を設置する。選定委員会は、技術提案書等を審査し、必要に応じて応募者に対するヒアリングを実施したうえで最優秀提案者を選定する。

1.5 参加資格に係る審査

応募者から提出された参加資格確認書に基づき、応募者が募集要項において示す参加資格要件を満しているか否かについて審査し、参加資格要件を満していないと判断した応募者は失格とする。

16 技術提案に係る審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

選定委員会が、次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行い、優先交渉権者を選定する（応募者が1者のみの提案の場合においても、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、評価点が一定以上であれば優先交渉権者として選定する。）。

ア 日時及び会場については、別途通知する。

イ プレゼンテーションを行う順番は、原則提案書等の受付順とする。

ウ プレゼンテーションの内容は、提出した提案書の内容に基づくものとし、提案書でイメージをつかむことが難しい点やアピールしたい点について説明し、20分以内で分かりやすくプレゼンテーションを行うこと。続いて、審査委員から質問を行うので、明確に回答すること。ヒアリングの時間は20分以内（再質問の時間を含む）とする。

エ プレゼンテーションは、提出資料のみを用いて行うこととする。

オ プレゼンテーション参加者は、5名までとする。

カ プレゼンテーションは、一般非公開とし、必要に応じて内容は録音する。

キ 特別な理由がなく、プレゼンテーション開始時間に遅れた場合は、失格とみなす。

選定委員会は、応募者から提出された技術提案の内容について審査する。具体的な提案内容の審査については、後述の「審査事項の内容」に示す評価項目ごとに評価点を付与し、合計100点満点とする。なお、評価項目の評価点の計算にあたっては、その合計点の小数点以下第2位を四捨五入する。

技術提案に係る審査においては、提案内容に関するプレゼンテーション又はヒアリングを実施し、評価項目に従い提案内容の得点化を行う。

選定委員会は、得点化した各評価項目の評価点の合計点が最も高い提案を最優秀提案とし、その提案を行った者を最優秀提案者に選定し、次点の者以下に順位を付する。

ただし、各評価項目の得点の合計点が50点未満となる提案は、最優秀提案の対象としない。また、当該提案を行った者に対して順位を付さない。

<審査事項の内容>

評価区分	評価項目		評価内容	配点
1. 企業の実績について (30点)	(1) 企業の開発・施工実績 (※1)	再生可能エネルギー発電施設の開発・施工実績	20kW以上の再生可能エネルギー発電施設の開発・施工実績がある	20
	(2) 企業の地域密着度	応募企業又は応募グループの代表企業の村内における本店等の有無	応募企業又は応募グループの代表企業の本店・支店の所在地及びその体制	10
2. 技術提案の内容について (70点)	(1) 事業計画全般に関する事項	①事業期間中の事業者の経営計画	本事業を実施する事業者の経営計画の内容及び根拠資料等の妥当性について評価する。	10
		②リスク管理と対応策	本事業における潜在的リスクに対するリスク管理と対応策について評価する。	5
	(2) 設計・建設業務に関する事項	設計・建設上の留意点	事業内容及び現場環境条件から留意すべき事項の的確性について評価する。 施設整備の工夫や効率性について評価する。	15
	(3) 運営維持業務に関する事項	事業期間中の維持管理計画及び緊急対応体制	事業期間中の維持管理計画の妥当性について評価する。	10
	(4) 地域還元に関する事項	地域還元に関する提案や取り組み	地域還元の内容及び見込まれる効果について評価する。	30
評価点の合計				100

※1. 構成企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号又は第4号に規定する親会社・子会社の関係がある場合をいう。以下同じ。）の実績を含む。

17 優先交渉権者の決定

村は、選定委員会が選定した最優秀提案者を優先交渉権者として決定するものとし、全ての応募者に対し、結果を個別に通知する。なお、この場合において、村は、優先交渉権者が辞退・失格した場合における交渉権者として、次点の者以下の交渉の優先順位を通知するものとする。また、審査結果（参加者名、点数、順位）は、優先交渉権者のみ公表する。なお、点数の内訳等の審査内容について説明を求めること及び審査結果について一切の異議申し立てはできないものとする。

また、協定締結の相手方の選定過程において、応募者がいない場合、または、いずれの応募者も募集要領で定める条件に満たない場合など、協定締結の相手方の選定が困難であると判断した場合は、協定締結の相手方を選定しないこととする。また、選定しない場合は、その旨を速やかに球磨村ホームページ上で公表する。

18 その他

(1) 協定締結に関する事

ア 基本協定の締結

優先交渉権者決定後、村と参加企業との間で、速やかに基本協定を締結する。

なお、協定内容の検討に係る事業者側の一切の費用は事業者の負担とする。

(2) リスクに関する事

ア 基本的な考え方

本事業においては、本村と事業者が様々なリスクを適正に分担し、小水力発電設備が速やかに設置され、適切に運用されることを優先するものとする。

イ 予想されるリスクと責任分担

一般的なリスクの内容に対する村及び事業者による分担の基本的な考え方は、「別表1－主要リスクの分担表」のとおりとする。

19 担当窓口

球磨村役場 復興推進課 企画調整係（担当：簗田、内布）

電話：0966-32-1114

FAX：0966-32-1141

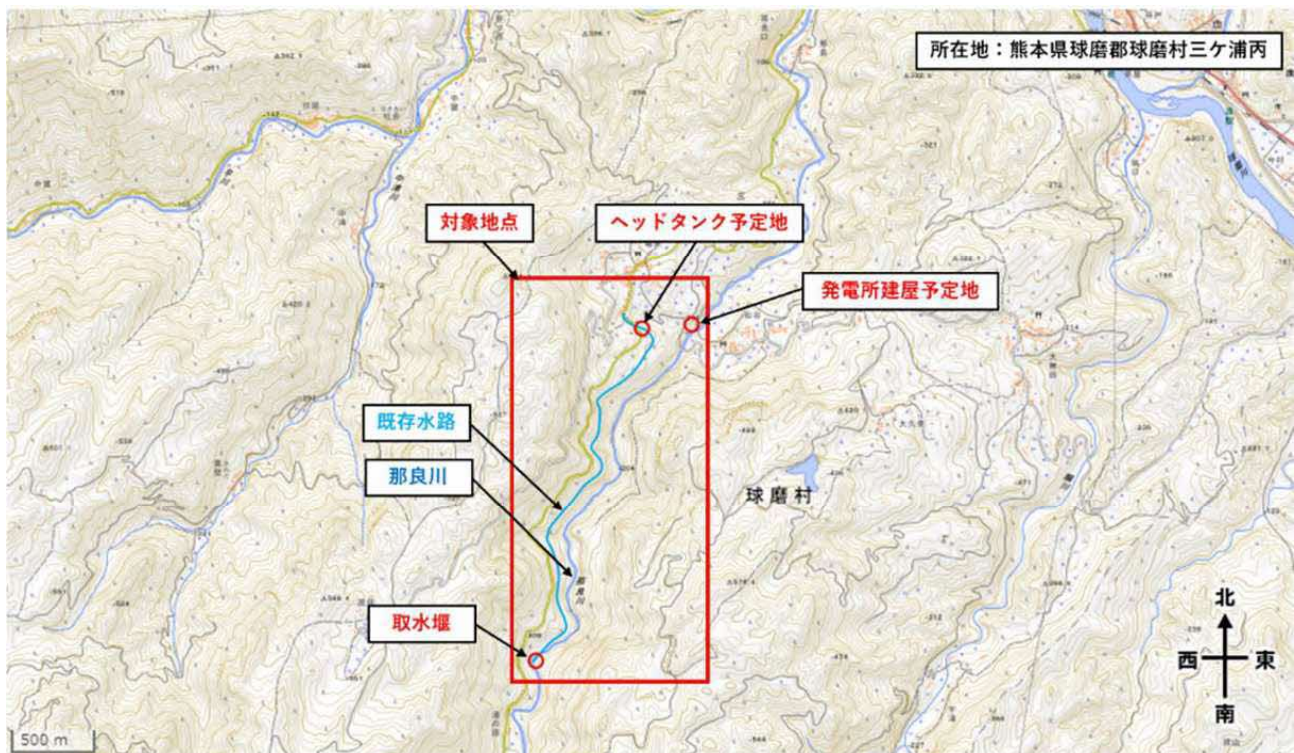
電子メール：kikaku@vill.kuma.lg.jp

別表1 主要リスクの分担表

○：主たるリスクの負担者

リスクの種類		No.	内 容	負担者	
				村	事業者
公募要領等		1	公募要領等の各種公表文書の誤りや村の理由による変更に関するもの	○	
制度 関連	法令変更	2	本事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の成立など		○
		3	本事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法		○
	税制変更	4	消費税及び地方消費税に関する変更		○
		5	事業者の利益に課されるものの新設・変更		○
		6	上記4、5以外で、本事業に係る新税の成立や税率の変更		○
	許認可等	7	業務の実施に関して事業者が取得すべき許認可の遅延		○
社会	住民対応	8	事業者公募までの計画に関する住民反対運動、訴訟、要望などへの対応	○	
		9	事業者が行う調査、建設に関する近隣住民の訴訟、苦情、要望などへの対応		○
	環境	10	事業者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、臭気、有害物質の排出など）に関する対応		○
	第三者賠償	11	事業者の行う業務に起因する事故などにより第三者に損害を与えた場合		○
経済	資金調達	12	事業に必要な資金の確保		○
	物価変動	13	設計・設置段階の物価変更		○
測量・調査		14	村が提供した資料に重大な誤りがあった場合	○	
		15	事業者が実施した測量、調査等に不備があった場合		○
計画	設計	16	事業者が実施した設計に不備があった場合		○
	計画変更	17	村の要望による設計条件の変更等を行う場合	○	
工事	工事費増加	18	事業者の責めに帰すべき事由による工事費の増加		○
	工事遅延	19	事業者の責めに帰すべき事由により、協定期日までに施設整備が完了しない場合		○

別紙1 事業位置図



出典：1/25000地形図(国土地理院)



水力発電レイアウト図